



## 「在宅介護実態調査」にご協力ください!!

本町では、第8期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の策定に向けた準備を進めています。

この第8期計画の基礎資料とするため、在宅で生活されており「要介護（支援）認定」を受けられている皆様の日頃の生活状況等について把握させていただく「在宅介護実態調査」を現在実施中です。

対象となる方には、すでに調査票を郵送しています。

この調査は、今後における本町の高齢者保健福祉及び介護保険事業の方向性を決めるための大切な調査ですので、まだ回答されていない方はぜひご協力をお願いします。

- ・調査対象者 令和2年6月1日現在において、在宅で生活する余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、要介護（支援）認定を受けている方
- ・回答期限 令和2年7月10日
- ・調査方法 郵送による調査  
※記入していただいた調査票は、同封の返信用封筒で郵送してください。（切手代はかかりません。）

問合せ 介護保険グループ ☎21-2119



## 資源物の分け方・出し方のマナーを守りましょう

ゴミステーションに排出されたゴミや資源物のうち、特にプラスチック製容器包装類について、適切な分別がされていないために回収できないケースが増えています。

- ①プラスチック製容器包装類の中に生ゴミが混入している。  
⇒生ゴミは燃やすゴミ（有料）で排出願います。
- ②プラスチック製容器包装類の中に、汚れたものや「プラ」マークがついていないものが混入している。  
⇒汚れたものや「プラ」マークがついていないものは、燃やさないゴミ（有料）で排出願います。
- ③プラスチック製容器包装類を透明あるいは半透明の袋で排出していない。  
⇒色付きの袋で出されると中が確認できませんので、必ず透明か半透明の袋で排出願います。

分別が不十分のため、不適正と判断されて残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られています。

自分の出した袋が残された場合には、一度持ち帰って正しく分別し直したうえで、次回回収日に再度排出してください。

## 残されたゴミで地域の方が、大変迷惑しています！

なお、排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』を今一度ご確認ください。

（町のホームページにも掲載しております。）

また、資源物のステーションは、資源物の回収曜日が記された看板が設置されております。看板のないゴミステーションでは、資源物を回収しませんのでご注意願います。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金）。今一度、適切な分別ができているかご確認をお願いします。



問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



## 狂犬病予防注射のお知らせ

例年5月に実施しております、狂犬病予防集合注射につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期させていただいており、集合注射をご利用予定されていた飼い主の皆様には、大変ご迷惑おかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

集合注射の実施期間は未定であるため、その間、狂犬病予防注射は動物病院で受けていただきますよう、よろしく願います。なお、動物病院へ注射を受けに行かれる際には、混雑防止のため事前に動物病院にお問い合わせください。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118